

## 単位老人クラブ補助金について

### ○補助金交付対象事業

- ・生きがい活動・・・研修会、文化活動など
- ・健康づくり活動・・・健康講座、スポーツ活動等
- ・社会活動・・・ボランティア活動、地域の美化活動等
- ・友愛訪問活動・・・一人暮らし会員宅への訪問活動等

※会員の慶弔、交際及び専ら飲食を目的とする事業は除きます。

### ○補助金基準額

#### ① 単位クラブ活動費助成 ※会員数に応じて基準額が変動します。

クラブ会員数	月額基準額	年間基準額 ※月額基準額×12ヶ月分
15人未満	3,400円/月	40,800円
15人以上 35人未満	3,700円/月	44,400円
35人以上 50人未満	3,750円/月	45,000円
50人以上 65人未満	4,500円/月	54,000円
65人以上	4,550円/月	54,600円

#### ② 友愛訪問活動費助成 単位クラブあたり 年額 6,300円

### ○申請時の注意点

#### ①補助金等交付申請書について

- ・補助金申請額は、単位クラブ活動費助成の年間基準額に、友愛訪問活動費助成の年額6,300円を加えた額となります。
- ・申請書には「クラブ会長の印」を捺印し、個人印は使用しないでください。

#### ②事業計画書

- ・活動費交付基準額は、年額ではなく月額となっているため、毎月何らかの活動が行われることがわかるよう作成してください。

#### ③収支予算書

- ・活動費、友愛活動費はいずれも補助金申請額を超えるよう作成してください。

#### ④その他

・鉛筆や消えるボールペンなどは使用せず、黒のボールペンや万年筆などで記入してください。鉛筆書きされた場合には、コピーしたものに会長印を捺印し、提出してください。

なお、パソコンやワープロで打ち込んだものでも結構です。

・修正液およびテープは使用しないでください。修正が必要な場合には、修正部分に二重線を引き、その上に訂正印を押印のうえ修正ください。